

令和 5 年 3 月 15 日

入札参加者 様

上越市ガス水道局  
( 建設 課 )

令和 5 年 4 月 1 日以降通知 ( 公告 ) する建設工事の運用について ( 通知 )

この度、ガス水道資材単価及び労務単価の改定に伴い、上越市ガス水道局が  
発注する建設工事について下記のとおり運用します。

なお、舗装工事については別途通知します。

## 記

### 1. 適用の時期

令和 5 年 4 月 1 日以降の入札通知及び入札公告分から適用

### 2. 改定内容

- ① 労務単価は、令和 5 年 3 月 20 日以降適用の「新潟県土木工事等基礎単  
価表」の価格である。
- ② ガス水道資材単価は、令和 5 年 2 月物価資料及び業者見積による最新単  
価である。(R5 年度 [春] 資材単価一覧表)  
※資機材単価 ( 上記以外 ) は、令和 4 年 10 月 20 日以降適用の「新潟県  
土木工事等基礎単価表」の価格である。
- ③ 適用歩掛は、令和 4 年度水道事業実務必携及び令和 4 年 10 月 20 日以降  
適用の積算基準 ( 新潟県土木部 ) である。

### 3. 注意事項

- ① 労務単価と資機材単価の適用年月が異なる。
- ② 基礎単価の「見積単価」及び「軽量鋼矢板賃料」については、週休 2 日  
補正の対象外とする。
- ③ 「週休 2 日取得モデル工事」に係る補正の端数処理 ( 丸め ) 方法の変更。  
※詳細については、令和 5 年 3 月 15 日付「「週休 2 日取得モデル工事」  
における費用の計上方法の変更について ( 通知 ) 」 ( 局ホームページ : 「建  
設工事積算単価表等」に掲載 ) を参照。